

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和4年第4回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年11月24日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時11分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	森 太一 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	飯塚 尚美 学務課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	菊地 崇 子ども政策課長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員
欠 席 者	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長 安部 嘉昭 子ども施設運営課長 蜂谷 勝己 私立保育園課長 平塚 晃夫 子ども施設入園課長 山田 勉 青少年課長 門藤 敦良 支援管理課長 森田 路子 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年11月24日

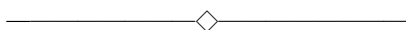
第4回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第4回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に早川委員、倉橋委員をご指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、第68号議案を議題といたします。
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第68号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第68号議案について、森学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 教育委員会臨時会資料10ページをご覧ください。第68号議案の資料になります。件名、所管部課名は記載のとおりです。

この度、足立区育英資金事業について、区民ニーズに沿った、利用しやすい制度に変更するため、足立区育英資金条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、項番2にありますとおり、第1には、貸付型奨学金を廃止することから、関係条文について削除いたしました。第2には、今回新設いたしました給付型奨学金の助成制度について、それぞれの目的、給付および助成の額、給付資格、奨学金の給付期間、その他等について規定いたしました。各項目の詳細につきましては、12ページの新旧対照表でご確認をお願いします。なお、この条例は、公布の日から施行いたしたく存じます。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第68号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますでしょうか。

小関委員。

○小関委員 新しい取り組みで、私は良いと思っていますが、タダでもらえる、金額も相当な金額になると、学生を選ぶ段階において、しっかりした内容で選ばなければいけないし、選ばれた後も、しっかりやっつけていかなければいけないと思います。その辺りのところが、入口段階の条件で学業成績が4.0以上、途中段階で学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき等は、給付をやめることができるとは書いてあります。しかし、より具体的なことについて、犯罪歴がある、給付を受ける前から犯罪に関わっていた等、途中で具体的にそのようなことがあった場合は給付しない旨を明記しないのは問題ないのでしょうか。ここには書けないのかもしれませんが、厳しい内容をどこかに書いておいた方が良いのではと思います。いかがでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 ご心配ごもっともかと思われます。犯罪歴まで見るというところまでは、想定はなかったのですが、学生としてふさわしい人物を選んでいかなければならないというところでは、一定程度そういったものを考えています。条例等には書き込んでいないのですが、応募要領ですとか、そういったところで触れられないか検討を進めていきます。

○教育長 早川委員。

○早川委員 私も同じですけれども、例えば途中で犯罪を犯してしまった場合についてです。大学生になって女性と交流するようになり、強姦などの犯罪に手を貸してしまったということが最近増えていると思います。ただ自分は見張り番をしていただけといっても罰則が科せられていますし、そういった場合に、当然それから先の給付がないのは分かりますが、今まで借りていたお金はどうなるのでしょうか。医学部だと学費は1,000万円以上かかります。言葉だけで信じるのではなくて、最初の時点で、「返却してもらいます」とか「取り消しになります」とか具体的に書いておいた方が良いと思います。

また、どのように足立区に貢献しているかを言ってくださいと言われればいくらでも言えると思います。この間も東京都の奨学金の話をしましたけれども、医学部は東京都の奨学金をもらったら、離島か、小児科か、産婦人科しか選ぶことができません。他にいきたい場合は奨学金を返さ

なければいけないとなっているので、ちょうど良いと思っています。そういう厳しさがあっても良いのではないのでしょうか。

なお、資格や免許を持っていても働いていない人というのも大勢います。ぜひ、足立区にどのように貢献してもらえるのか、ということ具体的に盛り込んでおいた方が良いでしょう。

○教育長 学務課長。

○学務課長 ご意見ありがとうございます。成績だけではなくて、人となりを見なくてはならないというところで、最後に面接を考えています。確かに口では何でも言えるというところがありますので、例えば活動は具体的に示していただいて、それをずっと学生の間追いかけていきます。毎年1回学業成績ですとか、その家の家計について報告をお願いしていく予定ですので、その中で活動実績というものも報告してもらいながらやっていければなと思っています。検討会の中では、学生同士が集まって励まし合うという、途中で挫折しないためにもそういうものが必要ではないかのご意見もありましたので、勿論厳しさもですが、きちんと寄り添って、家庭的に厳しい方もいらっしゃると思いますので、応援していく仕組みも必要かなと思っています。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 奨学金ですと、上手くまわしていくためには、彼らが卒業してからできるだけほとんどの人たちが返金してくれるということが重要だと思いますが、問題なく返金されているのでしょうか。

○教育長 これまでのということですよ。

学務課長。

○学務課長 今までは貸付ですので、大半の方は返還していただけていますが、難しい方はいらっしゃいます。月3,000円でも良いから払ってもらおうなど、細かくして頑張っています。そこまで至らずに、財産を全て処分して、弁護士に頼んで取り立てる、ということも中にはあります。貸付だとどうしてもそのような可能性があります。

○教育長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第68号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。本案は原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案の通り議決することにいたします。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして、第4回足立区教育委員会臨時会を閉会といたします。

おつかれさまでした。どうもありがとうございました。

午後 3時11分閉会

令和4年第4回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和4年11月24日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第1 第68号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について… 2

第 6 8 号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「高等学校等に在学し、学業成績が優秀であつて、」を削り、「経済的理由により」の次に「大学、高等学校等における進学又は」を加え、「修学の」を「修学が」に改め、「対し、」の次に「奨学資金（以下「奨学金」という。）を給付し、又は」を加え、「貸し付け、及び」を削る。

第 1 条の 2 第 1 号中「第 9 7 条の」を「第 9 7 条に規定する」に改め、「大学院」の次に「及び法第 1 0 3 条に規定する大学」を、「除く。）」の次に「をいう。」を加え、同条第 2 号中「含む。）」の次に「をいう。」を加え、同条第 3 号中「規定する高等専門学校」の次に「をいう。」を加え、同条第 4 号中「規定する専修学校」の次に「をいう」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（ 5 ） 確認大学等 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 2 条第 3 項に規定する確認大学等をいう。

第 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（給付及び助成の額等）

第 1 条の 3 奨学金の給付額は、入学料、授業料及び施設整備費の実費相当額（当該実費相当額が規則で定める額を超える場合は、当該規則で定める額。以下「当該実費相当額等」という。）の範囲内とする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 1 5 年法律第 9 4 号）

第17条の2の学資支給金を受けているときは、当該実費相当額等から当該学資支給金の額を除いた額の範囲内とする。

2 学資金の助成の種類及び額は、次のとおりとする。

奨学金返済支援助成	貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。
高等学校等入学準備助成	100,000円

第2条の見出し中「貸付」を「給付」に改め、同条中「学資金」を「奨学金」に改め、「、申請をした日において」を削り、「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の生計を維持する者が、申請の日の3年前から足立区内に引き続き住所を有し、かつ、当該日から給付の日まで足立区内に引き続き住所を有していること。

(2) 高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程（専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。）を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて確認大学等（当該確認大学等が専修学校である場合にあっては、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。））に入学又は進級をし、在学する者であること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

(4) 学業成績が優良であると認められること。

(5) 奨学金返済支援助成を受けていないこと。

第3条中「学資金の助成」を「奨学金返済支援助成」に改め、「、申

請をした日において」を削り、「の区分に応じ、当該各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 奨学金返済支援助成を受ける者の生計を維持する者が、申請の日の6箇月前から足立区内に引き続き住所を有していること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（第3学年に限る。）（以下「中学校等」という。）を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学又は進級をした者で、かつ、当該高等学校等を正規の修業年数で卒業した者であること。

イ 高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて確認大学等（当該確認大学等が専修学校である場合には、専修学校の専門課程）に入学又は進級をした者で、かつ、当該確認大学等を正規の修業年数で卒業した者であること。

第3条第2号の次に次の4号を加える。

(3) 学業成績が優秀であると認められること。

(4) 独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項の無利息の学資貸与金の貸与又は東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号）に基づく奨学金の貸付を受けていること。

(5) この条例に基づき、奨学金の給付を受けていないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。

第3条に次の1項を加える。

2 高等学校等入学準備助成を受けることができる者は、次の各号に掲

げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 申請の日から助成を受ける日まで足立区内に引き続き住所を有する者であること。

(2) 第5条の規定に基づく高等学校等入学準備助成に係る申請を行った日が属する年度に中学校等を卒業又は修了をし、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に進学することが決定していること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校等に進学する年の2月1日において、区長から準要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者をいう。以下同じ。）の認定を受けていること。

イ 高等学校等に進学する年の2月2日から3月31日までの間に足立区に転入した者で区長により準要保護者の認定を受け、転入前の自治体から同種の交付を受けていないこと。

第4条を次のように改める。

（奨学金の給付期間）

第4条 奨学金の給付期間は、奨学生がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間とする。

第5条の見出しを「（給付又は助成の申請及び候補者の決定）」に改め、同条第1項中「学資金の貸付又は助成」を「奨学金の給付又は学資金の助成」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、奨学金の給付又は学資金の助成を受ける候補者（以下「奨学生等候補者」という。）の決定を行う。

第6条から第10条までを次のように改める。

（奨学生等候補者決定の取消し）

第6条 区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。

(1) 第2条各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。

2 区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。

3 区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。

(給付の決定及び給付額の交付)

第7条 区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があった場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、給付の決定を行う。

2 区長は、前項の規定により給付決定を行った場合、規則で定めるところにより、決定給付額を交付する。

(助成の交付決定及び助成額の交付)

第8条 区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があった場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。

2 区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が第3条第2項各号の要件を満たした場合には、予算の範囲内において、助成の

交付決定を行う。

3 区長は、前2項の規定により助成の交付決定を行った場合、速やかに決定助成額を交付する。

(給付決定の取消し)

第9条 第7条の規定により奨学金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、当該給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。

(3) 奨学金を給付の目的以外の用途に使用したと認められるとき。

(4) 学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(5) 傷病等のために成業の見込みがないとき。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、奨学金返済支援助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学金返済支援助成の交付決定を受けたとき。

(3) 助成金を奨学金返済支援助成の目的以外の用途に使用したと認められるとき。

2 区長は、高等学校等入学準備助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により高等学校等入学準備助成の交付決定を受けたとき。

(3) 高等学校等入学準備助成に係る高等学校等へ進学しなかったとき。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「貸付又は助成」を「奨学金の制度」に改め、同条第2項第1号中「学資金の貸付制度」を「奨学金の給付制度及び学資金の助成制度」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「学資金の貸付及び助成」を「奨学金の給付及び学資金の助成」に改め、同条第2項第1号中「学資金の貸付及び助成の」を「奨学金の給付及び学資金の助成に係る」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(給付金又は助成金の返還)

第11条 区長は、前2条の規定により奨学金の給付の決定又は学資金の助成に係る交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金又は助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附則第2条を次のように改める。

(奨学金返済支援助成の資格に関する特例)

第2条 足立区育英資金条例の一部を改正する条例(令和4年足立区条例第 号)による改正前の足立区育英資金条例の規定に基づき学資金の貸付を受けた者に対する第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「独立行政法人日本学生支援機構法」とあるのは、「足立区育英資金条例の一部を改正する条例(令和4年足立区条例第

号)による改正前の足立区育英資金条例の規定による学資金の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法」とする。

附則第3条から第9条までを削る。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金条例（以下「改正前条例」という。）の規定により学資金の貸付を受けている者に係る学資金の貸付、貸付金の償還等については、当該貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の足立区育英資金条例の規定（奨学金返済支援助成に係る部分に限る。）は、施行日以後に奨学金返済支援助成の申請を行った者について適用し、施行日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に改正前条例附則第 2 条の規定による追加貸付を受けている者に係る貸付金の償還等については、当該追加貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。

(提案理由)

足立区育英資金事業について、区民ニーズに沿った利用しやすい制度への変更を目的として条例を改正する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 6 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 1 月 2 4 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について				
所 管 部 課 名	学校運営部学務課				
内 容	<p>足立区育英資金条例の一部を改正する。</p> <p>1 改正理由 足立区育英資金事業について、区民ニーズに沿った利用しやすい制度への変更を目的として、今年度、足立区育英資金検討委員会を開催し制度の見直しを行った。 ついては、その見直しに沿った事業を進めていくにあたり、足立区育英資金条例の一部を以下のとおり改正する。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、P 1 2～2 2・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 貸付け型奨学金の廃止に伴い、条文を削除する。</p> <p>(2) 給付型奨学金、および制度の見直しに伴い合わせて整備した助成の概要は以下のとおりである。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 目的 経済的理由により大学、高等学校等への進学・修学が困難な者に対し、奨学資金を給付又は学資金を助成することにより、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 給付および助成の額等</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 奨学金の給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学料、授業料及び施設整備費の実費相当額の範囲内 ・ 独立行政法人日本学生支援機構の学資支給金を受けているときは、当該実費相当額から当該学資支給金の額を除いた額の範囲内 <p style="margin-left: 40px;">(イ) 学資金の種類・助成額</p> <table border="1" style="margin-left: 60px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">奨学金返済支援助成</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">貸与額の 2 分の 1 の額 (上限：1 0 0 万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高等学校等入学準備助成</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一律：1 0 万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">ウ 給付資格</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 給付型奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金の給付を受ける者の生計を維持する者が、申請日の 3 年前から引き続き足立区内に住所を有し、かつ、給付日まで引き続き足立区に住所を有すること ・ 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程を卒業する見込み若しくは卒業後又は修了後 2 年以内で、初めて確認大学（※）等に入学又は進級し在学する者であること 	奨学金返済支援助成	貸与額の 2 分の 1 の額 (上限：1 0 0 万円)	高等学校等入学準備助成	一律：1 0 万円
奨学金返済支援助成	貸与額の 2 分の 1 の額 (上限：1 0 0 万円)				
高等学校等入学準備助成	一律：1 0 万円				

	<p>※ 財務諸表を公表する等、「大学における修学の支援に関する法律」で定める要件を満たし、文部科学省等が「給付」「授業料減免」を行うにふさわしいと確認した大学等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 学業成績が優良（５段階評価で４．０以上）であること ・ 奨学金返済支援助成を受けていないこと <p>(イ) 奨学金返済支援助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の生計を維持する者が、申請日の６箇月前から引き続き足立区内に住所を有すること ・ 中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程を卒業又は修了後２年以内で、初めて高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学又は進級をした者で、かつ、正規の修業年数で卒業する者であること ・ 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程を卒業する見込み若しくは卒業後又は修了後２年以内で、初めて確認大学等に入学又は進級した者で、かつ、当該確認大学等を正規の修業年数で卒業する者であること ・ 学業成績が優秀（５段階評価で３．５以上）であること ・ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金貸付又は東京都育英資金条例に基づく奨学金の貸付を受けていること ・ この条例に基づき、奨学金の給付を受けていないこと <p>(ウ) 高等学校等入学準備助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の日から助成を受ける日まで、引き続き足立区内に住所を有する者であること ・ 助成申請年度に中学校を卒業し、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程に進学することが決定していること ・ 準要保護者の認定を受けていること <p>エ 奨学金の給付期間 奨学生が在学する確認大学等の、正規の修業年限を満了するために必要な期間</p> <p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 給付・助成の申請、候補者の決定 (イ) 奨学生候補者決定の取消し (ウ) 給付の決定、給付額の交付 (エ) 助成の交付決定、助成額の交付 (オ) 給付決定・交付決定の取消し (カ) 給付金・助成金の返還 <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を図っていく。

足立区育英資金条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>高等学校等に在学し、学業成績が優秀であつて、経済的理由により</u> _____ <u>修学の困難な者に対し、</u> _____ <u>修学上必要な学資金</u> (以下「学資金」という。)を貸し付け、及び助成することにより、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する大学(法第97条の<u>大学院</u> _____ <u>を除く。)</u> _____</p> <p>(2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) _____</p> <p>(3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 _____</p> <p>(4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校 _____。ただし、法第125条第1項の高等課程及び専門課程に限る。</p> <p>(5) <u>新設</u></p> <p>第1条の3 <u>新設</u></p>	<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、 _____ <u>経済的理由により</u> <u>大学、高等学校等における進学又は修学が困難な者に対し、奨学資金(以下「奨学金」という。)</u>を給付し、又は<u>修学上必要な学資金(以下「学資金」という。)</u>を _____ <u>助成することにより、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する大学(法第97条に<u>規定する大学院及び法第103条に規定する大学を除く。)</u> <u>をいう。</u></p> <p>(2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) <u>をいう。</u></p> <p>(3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 <u>をいう。</u></p> <p>(4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校 <u>をいう。</u>ただし、法第125条第1項の高等課程及び専門課程に限る。</p> <p>(5) <u>確認大学等</u> <u>大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第2条第3項に規定する確認大学等をいう。</u> <u>(給付及び助成の額等)</u></p> <p>第1条の3 <u>奨学金の給付額は、入学料、授業料及び施設整備費の実費相当額(当該実費相当額が規則で定める額を超える場合は、当該規則で定める額。以下「当該実費相当額等」という。)の範囲内とする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第17条の2の学資</u></p>

改正前	改正後				
<p>(貸付の資格)</p> <p>第2条 <u>学資金</u>の貸付を受けることができる者は、申請をした日において、次の_____要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) <u>足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。</u></p> <p>(2) <u>大学若しくは専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。)に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校の4年次から5年次までに在学すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4)及び(5) <u>新設</u></p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u></p>	<p><u>支給金を受けているときは、当該実費相当額等から当該学資支給金の額を除いた額の範囲内とする。</u></p> <p>2 <u>学資金の助成の種類及び額は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1146 352 2101 579"> <tr> <td data-bbox="1146 352 1626 531"><u>奨学金返済支援助成</u></td> <td data-bbox="1626 352 2101 531"><u>貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 531 1626 579"><u>高等学校等入学準備助成</u></td> <td data-bbox="1626 531 2101 579"><u>100,000円</u></td> </tr> </table> <p>(給付の資格)</p> <p>第2条 <u>奨学金</u>の給付を受けることができる者は、_____ 次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)の生計を維持する者が、申請の日の3年前から足立区内に引き続き住所を有し、かつ、当該日から給付の日まで足立区内に引き続き住所を有していること。</u></p> <p>(2) <u>高等学校、高等専門学校(第3学年に限る。)、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程(専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。)を卒業後又は修了後2年以内(これらに準ずる場合を含む。)で、初めて確認大学等(当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。))に入学又は進級をし、在学する者であること。</u></p> <p>(3) 現行のとおり</p> <p>(4) <u>学業成績が優良であると認められること。</u></p> <p>(5) <u>奨学金返済支援助成を受けていないこと。</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u></p>	<u>奨学金返済支援助成</u>	<u>貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。</u>	<u>高等学校等入学準備助成</u>	<u>100,000円</u>
<u>奨学金返済支援助成</u>	<u>貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。</u>				
<u>高等学校等入学準備助成</u>	<u>100,000円</u>				

改正前	改正後
<p>(助成の資格)</p> <p>第3条 <u>学資金の助成を受けることができる者は、申請をした日において、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。</u></p> <p>(1) <u>奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</u></p> <p>ア <u>足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。</u></p> <p>イ <u>大学、高等学校、高等専門学校又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた専修学校の高等課程に入学し、又は在学すること。</u></p> <p>ウ <u>学業成績が優秀であると認められること。</u></p> <p>エ <u>前条の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項の無利息の学資貸与金の貸与又は東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号）第5条の奨学金の貸付を受けていること。</u></p> <p>オ <u>アからエまでに定めるもののほか規則で定める要件</u></p> <p>(2) <u>高等学校等入学準備助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</u></p> <p>ア <u>足立区内に住所を有する者であること。</u></p> <p>イ <u>助成に係る申請を行った日が属する年度に中学校を卒業し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学する見込みであること。</u></p>	<p>(助成の資格)</p> <p>第3条 <u>奨学金返済支援助成を受けることができる者は、_____、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>奨学金返済支援助成を受ける者の生計を維持する者が、申請の日の6箇月前から足立区内に引き続き住所を有していること。</u></p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（第3学年に限る。）（以下「中学校等」という。）を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学又は進級をした者で、かつ、当該高等学校等を正規の修業年数で卒業した者であること。</u></p> <p>イ <u>高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて確認大学等（当該確認大学等が専修学校である場合にあっては、専修学校の専門課程）に入学又は進級をした者で、かつ、当該確認大学等を正規の修業年数で卒業した者であること。</u></p>

改正前	改正後
<p>ウ <u>経済的理由により進学が困難であること。</u></p> <p>エ <u>アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件</u></p> <p>(3)～(6) <u>新設</u></p>	<p>(3) <u>学業成績が優秀であると認められること。</u></p> <p>(4) <u>独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項の無利息の学資貸与金の貸与又は東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号）に基づく奨学金の貸付を受けていること。</u></p> <p>(5) <u>この条例に基づき、奨学金の給付を受けていないこと。</u></p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u></p>
<p>2 <u>新設</u></p> <p>(貸付及び助成の金額)</p>	<p>2 <u>高等学校等入学準備助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>申請の日から助成を受ける日まで足立区内に引き続き住所を有する者であること。</u></p> <p>(2) <u>第5条の規定に基づく高等学校等入学準備助成に係る申請を行った日が属する年度に中学校等を卒業又は修了をし、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に進学することが決定していること。</u></p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>ア <u>高等学校等に進学する年の2月1日において、区長から準要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者をいう。以下同じ。）の認定を受けていること。</u></p> <p>イ <u>高等学校等に進学する年の2月2日から3月31日までの間に足立区に転入した者で区長により準要保護者の認定を受け、転入前の自治体から同種の交付を受けていないこと。</u></p> <p>(奨学金の給付期間)</p>
<p>第4条 <u>学資金の貸付及び助成の金額は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内とする。</u></p>	<p>第4条 <u>奨学金の給付期間は、奨学生がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(貸付又は助成の申請)</p> <p>第5条 <u>学資金の貸付又は助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請があつた場合は、区長は、毎年度予算の範囲内において貸付又は助成を受ける者を決定し、申請者に通知する。</u></p>	<p>(給付又は助成の申請及び候補者の決定)</p> <p>第5条 <u>奨学金の給付又は学資金の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>区長は、前項の規定による申請があつた場合、その内容を審査し、奨学金の給付又は学資金の助成を受ける候補者（以下「奨学生等候補者」という。）の決定を行う。</u></p>
<p>(連帯保証人)</p> <p>第6条 <u>学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号の要件を備えた連帯保証人2人をたてなければならない。</u></p> <p>(1) <u>一定の職業をもち又は独立の生計を営んでいること。</u></p> <p>(2) <u>この学資金につき他に保証していないこと。</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。</u></p> <p>2 <u>前項の連帯保証人のうち1名は、貸付の日の6箇月前から引き続き足立区内に住所を有しなければならない。</u></p>	<p>(奨学生等候補者決定の取消し)</p> <p>第6条 <u>区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第2条各号の要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。</u></p>
<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、規則で定める者にあつては、連帯保証人をたてることを要しないものとする。</u></p>	<p>2 <u>区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。</u></p> <p>3 <u>区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第3条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。</u></p>
<p>(貸付又は助成の停止)</p> <p>第7条 <u>区長は学資金の貸付又は助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学資金の貸付又は助成を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第2条第2号又は第3号に定める要件を欠いたとき。</u></p>	<p>(給付の決定及び給付額の交付)</p> <p>第7条 <u>区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があつた場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、給付の決定を行う。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>学資金の貸付又は助成を受ける必要がなくなったとき。</u></p> <p>(3) <u>貸付又は助成の目的を達成する見込みがないと認められたとき。</u></p> <p>(償還方法)</p> <p>第8条 <u>貸し付けた学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後15年以内において年賦又は月賦で区長の定める方法に従い償還しなければならない。前条の規定により貸付を停止した場合の学資金の償還についても同様とする。</u></p>	<p>2 <u>区長は、前項の規定により給付決定を行った場合、規則で定めるところにより、決定給付額を交付する。</u></p> <p>(助成の交付決定及び助成額の交付)</p> <p>第8条 <u>区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があった場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず区長は、学資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた学資金の全部又は一部について繰上げ償還を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>学資金の貸付目的以外に使用したとき。</u></p> <p>(2) <u>いつわりの申請その他不正手段によつて貸付を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>償還金の支払を怠つたとき。</u></p> <p>(利息・違約金)</p>	<p>2 <u>区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が第3条第2項各号の要件を満たした場合には、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。</u></p>
<p>第9条 <u>学資金の貸付は無利子とする。</u></p>	<p>3 <u>区長は、前2項の規定により助成の交付決定を行った場合、速やかに決定助成額を交付する。</u></p> <p>(給付決定の取消し)</p> <p>第9条 <u>第7条の規定により奨学金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、当該給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第2条各号の要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>奨学金を給付の目的以外の用途に使用したと認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>傷病等のために成業の見込みがないとき。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 学資金の貸付を受けた者が貸付金を償還期限までに支払わなかった場合において正当の事由がないと認められるときは、年10.95パーセントの割合をもつて償還期限の翌月から支払の日までの日数によつて計算した違約金を徴収する。</p> <p>(償還方法の変更又は減免)</p>	<p>(交付決定の取消し)</p>
<p>第10条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。</p>	<p>第10条 区長は、奨学金返済支援助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により奨学金返済支援助成の交付決定を受けたとき。</p> <p>(3) 助成金を奨学金返済支援助成の目的以外の用途に使用したと認められるとき。</p> <p>2 区長は、高等学校等入学準備助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により高等学校等入学準備助成の交付決定を受けたとき。</p> <p>(3) 高等学校等入学準備助成に係る高等学校等へ進学しなかったとき。</p> <p>(給付金又は助成金の返還)</p>
<p>第11条 新設</p> <p>(育英資金審議会)</p> <p>第11条 学資金の貸付及び助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>第11条 区長は、前2条の規定により奨学金の給付の決定又は学資金の助成に係る交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金又は助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>(育英資金審議会)</p> <p>第12条 奨学金の給付及び学資金の助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

改正前	改正後
<p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) <u>学資金の貸付及び助成の申請者の選考審査に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学資金の償還方法に関すること。</u></p> <p>(3) その他区長が必要と認める事項</p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 略 (育英資金検討委員会)</p> <p>第12条 本条例に基づく<u>貸付又は助成</u>に関し、持続可能性を確保しつつ、区民のニーズに沿った、利用しやすい制度について検討するため、区長の附属機関として足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) <u>学資金の貸付制度に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学資金の助成制度に関すること。</u></p> <p>(3) その他区長が必要と認めた事項</p> <p>3 委員会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 略 (委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、昭和31年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付)</p> <p>第2条 <u>区長は、大学等で修学する者が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民</u></p>	<p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) <u>奨学金の給付及び学資金の助成に係る申請者の選考審査に関すること。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) その他区長が必要と認める事項</p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 現行のとおり (育英資金検討委員会)</p> <p>第13条 本条例に基づく<u>奨学金の制度</u>に関し、持続可能性を確保しつつ、区民のニーズに沿った、利用しやすい制度について検討するため、区長の附属機関として足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>(1) <u>奨学金の給付制度及び学資金の助成制度に関すること。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) その他区長が必要と認めた事項</p> <p>3 委員会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 現行のとおり (委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、昭和31年4月1日から施行する。 (奨学金返済支援助成の資格に関する特例)</p> <p>第2条 <u>足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第号）による改正前の足立区育英資金条例の規定に基づき学資金の貸付</u></p>

改正前	改正後
<p>共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響により、学資金が不足し修学の継続が困難な状態に陥らないようにするため、別表第1に掲げる貸付金のほか、学資金の貸付を行うものとする。</p> <p>(追加貸付の資格)</p>	<p>を受けた者に対する第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「独立行政法人日本学生支援機構法」とあるのは、「足立区育英資金条例の一部を改正する条例(令和4年足立区条例第 号)による改正前の足立区育英資金条例の規定による学資金の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法」とする。</p>
<p>第3条 前条の貸付(以下「追加貸付」という。)を受けることができる者は、追加貸付の申請時において、現に、この条例の規定に基づき大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年次及び5年次に限る。)の学資金の貸付を受け、かつ、これらの大学等に在学している者でなければならない。</p> <p>(追加貸付の金額)</p>	<p>第3条～第9条 削除</p>
<p>第4条 追加貸付の金額は、10万円とする。</p> <p>(追加貸付の申請)</p>	
<p>第5条 追加貸付を受けようとする者は、区長が別に定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p>	
<p>2 前項の申請があった場合は、区長は、追加貸付を受ける者を決定し、申請者に通知する。</p> <p>(追加貸付に係る償還方法)</p>	
<p>第6条 追加貸付により貸し付けた学資金は、大学等を卒業した日又は退学した日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後、月賦の方法により、20回で償還しなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(追加貸付に係る利息・違約金)</p>	
<p>第7条 追加貸付に係る利息及び違約金については、第9条の規定の例による。</p> <p>(追加貸付に係る償還金の免除)</p>	
<p>第8条 区長は、追加貸付を受けた者が大学等を正規の修業年数で卒業した</p>	

改正前		改正後																				
<p>場合は、追加貸付に係る償還金の全部を免除することができる。 <u>(委任)</u></p> <p>第9条 追加貸付について必要な事項は、区長が別に定める。</p>		<p>付 則 (令和4年●月●日条例第●号) <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日 (以下「施行日」という。) から施行する。 <u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金条例 (以下「改正前条例」という。) の規定により学資金の貸付を受けている者に係る学資金の貸付、貸付金の償還等については、当該貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例による改正後の足立区育英資金条例の規定 (奨学金返済支援助成に係る部分に限る。) は、施行日以後に奨学金返済支援助成の申請を行った者について適用し、施行日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例の施行の際現に改正前条例附則第2条の規定による追加貸付を受けている者に係る貸付金の償還等については、当該追加貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。</p>																				
<p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">国立・公立学校</th> <th colspan="2">私立学校</th> </tr> <tr> <th>入学資金</th> <th>修学資金 (月額)</th> <th>入学資金</th> <th>修学資金 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学 専修学校 (専門課程)</td> <td>200,000円</td> <td>35,000円</td> <td>300,000円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td></td> <td>35,000円</td> <td></td> <td>45,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	国立・公立学校		私立学校		入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)	大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円	高等専門学校		35,000円		45,000円	<p>別表第1～別表第2 削除</p>	
区分	国立・公立学校		私立学校																			
	入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)																		
大学 専修学校 (専門課程)	200,000円	35,000円	300,000円	45,000円																		
高等専門学校		35,000円		45,000円																		

改正前					改正後
(4年次から5年次まで)					
別表第2 (第4条関係)					
奨学金返済支援助成	貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。				
高等学校等入学準備助成	100,000円				